公　告

紀の川市要介護認定業務について、公募型プロポーザルにより受託者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和8年11月24日

紀の川市長　岸本　健

1. 業務の概要

(1)委託業務名

紀の川市要介護認定業務

(2)業務内容

別紙「紀の川市要介護認定業務仕様書」のとおり

(3)履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日

(4)委託限度額

47,322,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)以内とする。

2. 業務の目的

介護保険法第27条等に規定されている要介護認定業務について、被保険者からの認定申請受付から認定調査及び主治医意見書の依頼・回収、介護認定審査会による審査判定、認定結果の通知などの業務を委託し、民間異業者のノウハウを活用し、効率的な事業運営及び継続的・安定的な事業運営を図ることにより市民サービスの更なる向上に資することを目的とする。

3. その他の事項

参加資格、参加手続き等詳細は「紀の川市要介護認定業務公募型プロポーザル実施要領」に定めるところによる。

4. 担当課

〒649－6492　和歌山県紀の川市西大井338番地

紀の川市福祉部高齢介護課

電話:0736-77-0980（内線　72102）

メールアドレス:k070600-001@city.kinokawa.lg.jp